

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 昭島市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.2 %
全 職 員	83.6 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本 庁 部 局 長 ・ 次 長 相 当 職	100.3 %
本 庁 課 長 相 当 職	98.5 %
本 庁 課 長 補 佐 相 当 職	- %
本 庁 係 長 相 当 職	97.9 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.6 %
31～35年	91.0 %
26～30年	98.7 %
21～25年	93.5 %
16～20年	83.6 %
11～15年	90.7 %
6～10年	88.3 %
1～5年	93.9 %

【説明欄】

役職段階別の本庁課長補佐職の欄においては、在職者が男性のみのため「-」の表記とした。

勤続年数別の比較において、11～15年及び16～20年の差異が「任期の定めのない職員」の平均より大きくなる主な要因は、部分休業等の取得に伴う給与の減額及び女性職員の時間外勤務の抑制に伴い時間外手当の支給額が相対的に少ないこと並びに扶養手当の支給額が男性職員と比較が少ないことによる。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

\* 男女の給与の差異は男性の給与に対する女性の給与割合を算出している。

\* 地方公共団体の「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば同一の額となっている。

\* 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」は、任期付職員及び再任用職員並びに会計年度任用職員（社会保険加入者）を対象としている。